

委託業務仕様書

1 業務名

令和 6 年度課題解決型デジタル活用プロジェクト推進事業業務

2 業務目的

性別を問わず、子供から高齢者等すべての人が希望をもって生き生きと暮らせるウェルビーイングな環境を実現するため、地域社会におけるデジタル技術の有効活用事例を創出し、本県の「課題解決」又は「魅力向上」につなげることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和 7 年 2 月 28 日まで

4 業務内容

デジタル技術を活用して本県の「課題解決」又は「魅力向上」につながる取組を実証事業として実施すること。実施にあたっては、あらかじめ実施期間終了後 3 年間の KPI を設定すること。具体的な実施事項及び留意点は以下のとおりとする。

(1) 実施事項

① プロジェクト実施計画書の作成

企画提案書をベースとして、県と協議の上、作成すること。

② デジタル技術を活用した実証事業の実施

県内をフィールドとして実証事業（システムやデジタルサービスの導入だけでなく、実証にあたっての関係者説明会や広報活動等の関連作業を含む。）を実施すること。

③ プロジェクト成果の報告

実証事業の内容及び成果を記載した報告書を作成すること。その際、実証事業概念図（事業の全体像が 1 枚で説明されるもの）を添付すること。

④ KPI の達成状況の報告（実施期間終了後 3 年間）

実施期間終了後 3 年間、あらかじめ設定した KPI の達成状況の確認に協力すること。
報告時期は各年度末とするが、具体的な提出期限は県から別途連絡する。

(2) 留意点

① デジタル技術を活用することで、現在の課題がどの程度解決の方向に向かうか、又はどの程度地域の魅力が向上するか、データやアンケート等、客観的な指標を用いて分析・実証すること。

② 実証事業終了後も、「課題解決」又は「魅力向上」につながる取組が継続できるよう、後年度における体制や費用負担を見据えた内容とすること。

③ 他の地域・施設・企業等への横展開が可能な内容とすること。

④ 高額な新規システムの構築は避け、安価でユーザビリティの高い既存システムやデジタルサービスの有効活用を図ること。

5 納品物と納入期限

- ① プロジェクト実施計画書
県との協議終了後、速やかに電子データで提出すること。
- ② プロジェクト成果報告書
令和7年2月28日までに電子データで提出すること。

6 再委託

本業務の実施に当たり、再委託が必要となる場合は、事前に県の承認を得ること。

7 秘密保持

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたり、知り得た情報を他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後も同様の義務を負う。
- (2) 受託者は、県から提供された資料等を厳重に取り扱うものとし、本業務の目的以外のために利用（複写及び加工を含む。）し、又は第三者に提供してはならない。
- (3) 受託者は、本業務終了後、速やかに県から提供された資料等を返還すること。

8 情報セキュリティ管理

本業務の実施に際して、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、和歌山県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年10月5日条例第38号）、和歌山県情報セキュリティポリシーのほか、関係法令等を遵守すること。

9 権利の帰属

本業務で作成した全ての成果品に係る著作権は原則として、県に帰属する。ただし、協議により、県が認めた場合はこの限りではない。

10 その他

- (1) 県は業務期間中、いつでもその業務状況の報告を求めることができるものとし、受託者は、その求めに応じなければならない。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関し、疑義が生じた場合は、事前に県と協議し、その指示に従うこと。